

森林国営保険法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文目次

一	森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）	………	【第一条関係】	1
二	独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）	………	【第二条関係】	9
三	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）	………	【第三条関係】	18
四	農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）	………	【附則第十二条関係】	22
五	退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てゐるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）	………	【附則第十四条関係】	23
六	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	………	【附則第十五条関係】	24
七	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）	………	【附則第十五条関係】	25
八	農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）	………	【附則第十五条関係】	26
九	森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）	………	【附則第十六条関係】	27
十	独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）	………	【附則第十七条関係】	28

森林国営保険法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 ○ 森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
森林保険法 目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 森林保険（第三条―第十七条） 第三章 雑則（第十八条・第十九条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、森林保険の制度を確立することにより、災害によつて林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図ることを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において「森林保険」とは、森林につき、火災、気象上の原因による災害（風害、水害、雪害、干害、凍害及び潮害に限る。）及び噴火による災害（以下「保険事故」という。）によつて生ずることのある損害を填補する保険であつて、この法律により行うものをいう。 2 この法律において「森林保険契約」とは、独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）が森林につき保険事故によつて生ずることのある損害を填補することを約し、保険契約者がこれに対して保険料を支払うことを約する契約をいう。	森林国営保険法 第一条 政府ハ本法ニ依リ森林保険ヲ行フ 第二条 森林保険ニ於テハ政府ガ森林ニ付火災ニ因リテ生ズルコトアルベキ損害気象上ノ原因ニ因ル災害（風害水害雪害干害凍害及潮害ニ限ル）ニ因リテ生ズルコトアルベキ損害及噴火ニ因ル災害ニ因リテ生ズルコトアルベキ損害ヲ填補スルコトヲ約シ保険契約者ガ対償トシテ政府ニ保険料ヲ支払フコトヲ約スルモノトス ②保険料ニ関スル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二章 森林保険

(保険の目的)

第三条 森林保険の保険の目的たるべき森林は、人工的に生立させた樹木の集団とする。

(被保険者たる資格)

第四条 森林保険の被保険者たる資格を有する者は、森林保険の目的たる森林の所有者とする。

(引受条件)

第五条 研究所は、この法律に特別の定めがあるもののほか、森林保険の保険金額の標準、保険料率その他の引受けに関する条件（以下この条において「引受条件」という。）を定め、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の規定による届出に係る引受条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、研究所に対し、期限を定めてその引受条件を変更すべきことを命ずることができる。

一 前項の保険金額の標準又は保険料率が保険契約者の負担の観点から著しく不適切なものでないこと。

二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 保険事故によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図る上で支障がないこと。

3 研究所は、第一項の規定による届出をした引受条件以外の引受条件により、森林保険を引き受けてはならない。

(保険料の払込み)

第六条 森林保険契約を締結しようとする者は、当該森林保険契約の申込みと同時に、研究所に保険料の全額（次項の規定により保険料を分割し

第三条 保険ノ目的タル森林ハ人工ニ依リ生立セシメタル樹木ノ集団トス

第四条 被保険者ハ保険ノ目的ノ所有者ニ限ル

第五条 保険料ハ保険契約ノ申込ト同時ニ保険期間ノ全部ニ対シ之ヲ払込ムベシ但シ保険期間ガ一年ヲ超ユル場合ニ在リテハ之ヲ分割シテ払込ムコトヲ得

②前項但書ノ規定ニ依リ保険料ヲ分割シテ払込ム場合ニ在リテハ当該保険料期間ノ開始ニ至ル迄ニ之ヲ払込ムベシ其ノ払込ヲ怠リタルトキハ保険契約ハ爾後其ノ効力ヲ失フ

第六条 政府保険契約ノ申込ヲ承諾シタルトキハ保険証書ヲ作成シ之ヲ保険契約者ニ交付ス

て払い込む場合にあっては、その第一回の払込金額）を払い込まなければならぬ。

2 保険料は、農林水産省令で定める事由がある場合には、分割して払い込むことができる。

3 保険契約者は、前項の規定により保険料を分割して払い込む場合には、払込期限までに、研究所にその第二回以降の払込金額を払い込まなければならぬ。

4 前項の規定による保険料の払込みをその払込期限までにしないときは、当該森林保険契約は、その効力を失う。

5 前二項に規定するもののほか、第二項の規定による保険料の払込みに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（保険証書）

第七条 研究所は、森林保険契約の申込みを承諾したときは、保険証書（農林水産省令で定める事項を記載した書面をいう。次条及び第十一条において同じ。）を作成し、保険契約者に交付する。

（保険責任の開始日）

第八条 森林保険契約に係る研究所の保険責任は、特約がある場合を除いては、保険証書が作成された日の翌日から始まる。

（重複保険の通知）

第九条 森林保険の保険の目的たる森林の全部又は一部につき、次に掲げる場合には、保険契約者又は被保険者（森林保険契約の締結前にあっては、保険契約者又は被保険者になる者。次項において同じ。）は、遅滞なく、その旨を研究所に通知しなければならない。

一 森林保険契約の申込みの際他の保険契約が存するとき。

二 森林保険契約の申込み後に他の保険契約を締結し、又は変更したとき。

三 第三者が締結した保険契約が存すること又は当該保険契約に変更が

② 保険証書に記載すべき事項ハ農林水産省令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 保険契約ニ因ル政府ノ責任ハ特約アル場合ヲ除クノ外保険証書作成ノ日ノ翌日ニ始マル

第八条 保険契約者又ハ被保険者ノ詐欺ニ因ル保険契約ハ之ヲ無効トス

第九条 同一ノ目的ノ全部又ハ一部ニ付保険契約ノ申込ノ当時他ノ保険契約存スルトキ又ハ保険契約ノ申込後他ノ保険契約ヲ締結シタルトキ若ハ他ノ保険契約ヲ変更シタルトキハ之ヲ政府ニ申告スベシ同一ノ目的ノ全部又ハ一部ニ付第三者ノ締結シタル保険契約ノ存スルコト又ハ其ノ変更アリタルコトヲ知リタルトキ亦同ジ

② 前項ノ申告ヲ怠リタルトキハ政府ハ損害ヲ填補スル責ニ任ゼザルコトヲ得

あつたことを知つたとき。

2 研究所は、保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく前項の規定による通知をしなかつたときは、当該森林保険契約を解除することができる。

3 前項の規定による解除権は、研究所が同項の規定による解除の原因があることを知つた時から一月間行使しないときは、消滅する。森林保険の保険の目的たる森林の全部又は一部につき、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める時から五年を経過したときも、同様とする。

一 第一項第一号に掲げる場合 当該申込みに係る森林保険契約が締結された時

二 第一項第二号に掲げる場合 当該保険契約が締結され、又は変更された時

三 第一項第三号に掲げる場合 当該保険契約が存すること又は当該保険契約に変更があつたことを保険契約者又は被保険者が知つた時

(保険金額)

第十条 森林保険の保険金額は、第五条第一項の規定による届出に係る保険金額の標準により算出した金額（次項において「標準金額」という。）を超えてはならない。

2 森林保険契約は、当該森林保険契約の締結の時において保険金額が標準金額を超えていたときは、その超過部分について、無効とする。

(保険金額の減額)

第十一条 保険証書に記載されている事項と異なる事実があるため、払い込まれた保険料が正当に払い込むべき保険料に達しないときは、その不足する部分の割合に応じて保険金額を減額する。

(削る。)

第十条 保険金額ハ政令ヲ以テ定ムル標準ニ依リ算出シタル金額（標準金額）ヲ超ユルコトヲ得ズ

②保険金額ガ標準金額ヲ超過シタルトキハ其ノ超過シタル部分ニ付テハ保険契約ハ之ヲ無効トス

第十一条 同一ノ目的ニ付本法ニ依ル保険契約ノ外他ノ保険契約存スル場合ニ於テ保険金額ノ総額ガ保険価額ヲ超過シタルトキハ政府ノ負担額ハ本法ニ依ル保険契約ノ保険金額ト他ノ保険契約ノ保険金額トノ割合ニ依リテ之ヲ定ム但シ其ノ政府ノ負担額ガ損害額ヨリ他ノ保険者ノ負担額ヲ控除シタル残額ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ残額ヲ以テ政府ノ負担額トス

第十一条ノ二 前条本文ニ規定スル場合ニ於テ他ノ保険者ニ対スル權利ノ

(免責事由)

第十二条 次に掲げる場合には、研究所は、損害を填補する責任を負わない。

一 損害が保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によつて生じたとき。

二 保険契約者又は被保険者が、損害が生じたことを知りながら、その旨を研究所に通知しなかつたとき。

三 損害が戦争その他の変乱又は地震によつて生じたとき。

四 填補すべき額が少額であると認められる場合として農林水産省令で定める場合

(損害の発生及び拡大の防止)

第十三条 被保険者は、その負担において、損害の発生及び拡大の防止に努めなければならない。

(他人のためにする森林保険契約)

第十四条 森林保険契約は、他人のためにも締結することができる。この場合において、被保険者は、当然に当該森林保険契約の利益を享受する。

(森林保険契約に係る権利義務の承継)

第十五条 森林保険の保険の目的たる森林を取得した者は、当該森林について森林保険契約に係る権利及び義務を承継する。

拋棄ハ政府ノ権利義務ニ影響ヲ及ボサズ

第十二条 保険証書に記載シタル事項ト異リタル事実アル為保険料トシテ払込ミタル金額ガ正当ニ払込ムベキ保険料ニ達セザルトキハ払込ミタル保険料ノ正当ニ払込ムベキ保険料ニ対スル割合ニ依リ保険金額ヲ減額ス

第十三条及第十四条 削除

第十五条 左ノ場合ニ於テハ政府ハ損害ヲ填補スル責ニ任ゼズ

一 損害ガ保険契約者又ハ被保険者ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生ジタルトキ

二 保険契約者又ハ被保険者ガ損害ノ生ジタルコトヲ知リテ其ノ通知ヲ怠リタルトキ

三 損害ガ戦争其ノ他ノ変乱又ハ地震ニ因リテ生ジタルトキ

四 填補スベキ額ガ少額ト認メラルル場合ニシテ農林水産省令ヲ以テ定

(危険増加による解除)

第十六条 研究所は、保険期間中に危険（森林保険契約により填補することとされる損害の発生の可能性をいう。以下この条において同じ。）が著しく増加したときは、農林水産省令で定めるところにより、森林保険契約を解除することができる。

2 保険契約者又は被保険者は、保険期間中に危険が著しく増加したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、これを研究所に通知しなければならない。

3 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく前項の規定による通知をしなかった場合において、研究所が第一項の規定による解除をしたときは、研究所は、当該解除に係る危険が著しく増加した時から当該解除がされた時まで発生した保険事故による損害を填補する責任を負わない。ただし、当該解除に係る危険の著しい増加をもたらした事由に基づかずに発生した保険事故による損害については、この限りでない。

4 第一項の規定による解除権は、研究所が同項の規定による解除の原因があることを知った時から一月間行使しないときは、消滅する。当該解除に係る危険が著しく増加した時から五年を経過したときも、同様とする。

(保険法の準用)

第十七条 保険法（平成二十年法律第五十六号）第四条、第十条、第十四条から第十六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第二十五条、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十一条第一項及び第二項（第二号を除く。）、第三十二条（第一号に係る部分に限る。）並びに第九十五条の規定は、森林保険について準用する。

第十六条 被保険者ハ其ノ負担ニ於テ損害ノ防止ニカムルコトヲ要ス

第十七条 保険契約ハ他人ノ為ニモ之ヲ締結スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被保険者ハ当然其ノ契約ノ利益ヲ享受ス

第三章 雜則

(印紙税の非課税)

第十八条 森林保険に関する書類には、印紙税を課さない。

(過料)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第五条第二項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第五条第三項の規定に違反して森林保険を引き受けたとき。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

第十八条 保険ノ目的ヲ取得シタル者ハ保険契約ニ因リテ生ジタル權利義務ヲ承継ス

第十九条 保険期間中危険ガ著シク増加シタルトキハ政府ハ政令ノ定ムル所ニ依リ保険契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但シ其ノ解除ハ将来ニ向テノミ其ノ効力ヲ生ズ

② 保険期間中危険ガ著シク増加シタルトキハ保険契約者又ハ被保険者ハ農林水産省令ノ定ムル所ニ依リ遅滞ナク之ヲ通知スベシ若シ其ノ通知ヲ怠リタルトキハ政府ハ危険増加ノ時ヨリ保険契約ガ其ノ効力ヲ失ヒタルモノト看做スコトヲ得

③ 政府ニ於テ前項ノ通知ヲ受ケ又ハ危険ノ増加ヲ知リタル後遅滞ナク契約ノ解除ヲ為サザルトキハ其ノ契約ヲ承認シタルモノトス

第二十条及第二十一条 削除

第二十二条 保険契約者被保険者又ハ保険金ニ付權利ヲ有スル者ガ森林保険ニ関スル事項ニ付政府ニ対シテ民事訴訟ヲ提起スルニハ農林漁業保険審査会ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス

② 前項ノ審査ノ申立ハ時効ノ中断ニ関シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

第二十三条 本法ニ依ル森林保険ニ関スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

第二十三条ノ二 保険事務ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事又ハ市町村長ガ行フコトスルコトヲ得

② 保険契約ニ関スル事務ヲ都道府県知事ガ行フ場合ニ於テハ政府ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ費用ヲ負担ス

(削る。)

(削る。)

附 則

(削る。)
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

③保険料受取ノ事務ヲ市町村長ガ行フ場合ニ於テハ政府ハ其ノ受取リタル
保険料ノ百分ノ五ニ相当スル金額ヲ其ノ市町村ニ交付ス

第二十四条 政府ハ政令ノ定ムル所ニ依リ保険事務ノ一部ヲ森林組合又ハ
森林組合連合会ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

②政府保険料受取ノ事務ヲ森林組合又ハ森林組合連合会ヲシテ取扱ハシム
ル場合ニ於テハ其ノ受取リタル保険料ノ百分ノ五ニ相当スル金額ヲ其ノ
森林組合又ハ森林組合連合会ニ交付ス

第二十五条 保険法（平成二十年法律第五十六号）第四条、第十条、第十
四条乃至第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十三条第一
項（第一号ニ係ル部分ニ限ル）、第二十五条、第二十七条、第二十八条
、第三十条、第三十一条第一項及第二項（第二号ヲ除ク）、第三十二条
（第一号ニ係ル部分ニ限ル）並ニ第九十五条ノ規定ハ本法ニ依ル森林保
険ニ之ヲ準用ス

附 則

①本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
②本法ハ勅令ヲ以テ指定スル地区ニ之ヲ施行セズ

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第五条） 第二章 役員及び職員（第六条―第十条） 第三章 業務等（第十一条―第十八条） 第四章 雑則（第十九条―第二十一条） 第五章 罰則（第二十二条・第二十三条） 附則 第一章 総則 （研究所の目的） 第三条 （略） 2 研究所は、前項に規定するもののほか、森林保険（森林保険法（昭和十二年法律第二十五号）第二条第一項に規定する森林保険をいう。第十条第二項第一号において同じ。）を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。 第三章 業務等 （業務の範囲） 第十一条 研究所は、<u>第三条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</u> 一 三 （略） 四 <u>前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</u> 2 <u>研究所は、第三条第二項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</u>	目次 第一章 総則（第一条―第五条） 第二章 役員及び職員（第六条―第十条） 第三章 業務等（第十一条・第十二条） 第四章 雑則（第十三条・第十四条） 第五章 罰則（第十五条・第十六条） 附則 第一章 総則 （研究所の目的） 第三条 （略） 第三章 業務等 （業務の範囲） 第十一条 研究所は、<u>第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</u> 一 三 （略） 四 <u>前三号の業務に附帯する業務を行うこと。</u>

- 一 森林保険を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第十二条 研究所は、業務方法書で定めるところにより、次に掲げる者に對し、前条第二項に規定する業務（森林保険契約（森林保険法第二条第二項に規定する森林保険契約をいう。）の締結及び保険金の支払の決定を除く。）の一部を委託することができる。

一 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九条第二項第一号又は第一百一条第一項第三号に掲げる事業を行う森林組合又は森林組合連合会

二 地方公共団体その他農林水産大臣の指定する者

2 前項各号に掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該委託を受けた業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた同項各号に掲げる者（地方公共団体を除く。）の役員又は職員であつて同項の規定による委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(区分経理)

第十三条 研究所は、第十一条第二項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（次条において「森林保険勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十四条 研究所は、森林保険勘定以外の勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大

(積立金の処分)

第十二条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間

臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 森林保険勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5 研究所は、森林保険勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び森林総合研究所債券）

第十五条 研究所は、第十一条第二項に規定する業務に要する費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は森林総合研究所債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、研究所は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 農林水産大臣は、前二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、

の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、研究所の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 研究所は、農林水産大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定による委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前条第一項又は第二項の規定による研究所の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第十七条 研究所は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（財政上の措置）

第十八条 政府は、研究所が、第十五条第一項又は第二項の規定により、

長期借入金をし、又は債券を発行することによつても、なお第十一条第二項に規定する業務に要する費用又は第十五条第二項の償還に充てたるための資金の調達をすることが困難であると認められるときは、予算で定める額の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第四章 雑則

(緊急時の要請)

第十九条 農林水産大臣は、森林に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究所に対し、第十一条第一項第一号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。

2 (略)

(財務大臣との協議)

第二十条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十四条第一項の承認をしようとするとき。
- 二 第十五条第一項、第二項若しくは第六項又は第十七条第一項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十一条 (略)

第五章 罰則

第二十二条 (略)

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をし

第四章 雑則

(緊急時の要請)

第十三条 農林水産大臣は、森林に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究所に対し、第十一条第一号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。

2 (略)

(主務大臣等)

第十四条 (略)

第五章 罰則

第十五条 (略)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした

た研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
(削る。)

附 則

(業務の特例)

第六条 (略)

- 2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十四条第一項中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項及び附則第六条第一項」と、第二十三条第二号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第六条第一項」とする。

3 (略)

第七条 (略)

- 2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第二十三条第二号中「第十一条」とあるのは、「第十一条及び附則第七条第一項」とする。

3 (略)

第八条 (略)

- 2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十四条第一項中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項及び附則第八条第一項」と、第十五条第一項中「第十一条第二項」とあるのは「第十一条第二項及び附則第八条第一項」と、第二十三条第二号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第八条第一項」とし、当該業務に係る同項又は第十五条第二項の規定による研究所の長期借入金又は債券

研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

附 則

(業務の特例)

第六条 (略)

- 2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十四条第一項中「前条」とあるのは「前条及び附則第六条第一項」と、第十六条第一号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第六条第一項」とする。

3 (略)

第七条 (略)

- 2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十六条第一号中「第十一条」とあるのは、「第十一条及び附則第七条第一項」とする。

3 (略)

第八条 (略)

- 2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十四条第一項中「前条」とあるのは「前条及び附則第八条第一項」と、第十六条第一号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第八条第一項」とする。

に係る債務については第十六条の規定は、その償還については第十八条の規定は、それぞれ適用しない。

3 (略)

第九条 (略)

2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十四条第一項中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項及び附則第九条第一項」と、第十五条第一項中「第十一条第二項」とあるのは「第十一条第二項及び附則第九条第一項」と、第二十三条第二号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第九条第一項」とし、当該業務に係る同項又は第十五条第二項の規定による研究所の長期借入金又は債券に係る債務については第十六条の規定は、その償還については第十八条の規定は、それぞれ適用しない。

3・4 (略)

第十条 (略)

2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第二十三条第二号中「第十一条」とあるのは、「第十一条及び附則第十条第一項」とする。

第十一条 (略)

2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十四条第一項中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項及び附則第十一条第一項」と、第十五条第一項中「第十一条第二項」とあるのは「第十一条第二項及び附則第十一条第一項」と、第二十三条第二号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第十一条第一項」とし、当該業務に係る同項又は第十五条第二項の規定による研究所の長期借入金又は債券に係る債務については第十六条の規定は、その償還については第十八条の規定は、それぞれ適用しない。

3・4 (略)

3 (略)

第九条 (略)

2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条及び附則第九条第一項」と、第十六条第一号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第九条第一項」とする。

3・4 (略)

第十条 (略)

2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十六条第一号中「第十一条」とあるのは、「第十一条及び附則第十条第一項」とする。

第十一条 (略)

2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条及び附則第十一条第一項」と、第十六条第一号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第十一条第一項」とする。

3・4 (略)

第十二条 (略)

2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第二十三条第二号中「第十一条」とあるのは、「第十一条及び附則第十二条第一項」とする。

3 (略)

(削る。)

第十二条 (略)

2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十六条第一号中「第十一条」とあるのは、「第十一条及び附則第十二条第一項」とする。

3 (略)

(長期借入金及び森林総合研究所債券)

第十六条 研究所は、附則第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する業務に要する費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は森林総合研究所債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、研究所は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 農林水産大臣は、前二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、研究所の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 研究所は、農林水産大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定による委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(削る。)

(削る。)

(他の法令の準用)

第十六条 (略)

(罰則)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

(削る。)

(政令への委任)

第十八条 (略)

(償還計画)

第十七条 研究所は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第十八条 農林水産大臣は、附則第十六条第一項、第二項若しくは第六項又は前条第一項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(他の法令の準用)

第十九条 (略)

(罰則)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 附則第十六条第一項、第二項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定により農林水産大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

(政令への委任)

第二十一条 (略)

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章 各特別会計の目的、管理及び経理 第一節～第九節（略） 第十節から第十三節まで 削除 第十四節～第十八節（略） 第三章（略） 附則 第一章 総則 （設置） 第二条 次に掲げる特別会計を設置する。 一～九（略） 十から十三まで 削除 十四～十八（略） 2（略） 第二章 各特別会計の目的、管理及び経理 第十節から第十三節まで 削除	目次 第一章（略） 第二章 各特別会計の目的、管理及び経理 第一節～第九節（略） 第十節 削除 第十一節 森林保険特別会計（第百五十条―第百五十七条） 第十二節及び第十三節 削除 第十四節～第十八節（略） 第三章（略） 附則 第一章 総則 （設置） 第二条 次に掲げる特別会計を設置する。 一～九（略） 十 削除 十一 森林保険特別会計 十二及び十三 削除 十四～十八（略） 2（略） 第二章 各特別会計の目的、管理及び経理 第十節 削除

第百三十八条から第百八十一条まで
削除

第百三十八条から第百四十九条まで
削除

第十一節 森林保険特別会計

(目的)

第百五十条 森林保険特別会計は、森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）第一条の規定により政府が行う森林保険に係る事業（第百五十条第一号イ及び第二号イにおいて「森林保険事業」という。）に関する経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第百五十一条 森林保険特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第百五十二条 森林保険特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 森林保険事業の保険料（以下この節において「保険料」という。）

ロ 積立金から生ずる収入

ハ 借入金

ニ 附属雑収入

二 歳出

イ 森林保険事業の保険金（以下この節において「保険金」という。）

ロ 保険料の還付金

ハ 借入金償還金及び利子

ニ 一時借入金の利子

ホ 事務取扱費

へ 附属諸費

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第百五十三条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、森林保険特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(積立金)

第百五十四条 森林保険特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、保険金及び保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 森林保険特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、同会計の積立金から補足するものとする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第百五十五条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、森林保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(借入金対象経費)

第百五十六条 森林保険特別会計における借入金対象経費は、保険金及び保険料の還付金を支弁するために必要な経費とする。

2 第十三条第一項及び前項の規定により借入金を行うことができる金額は、その借入れをする年度における保険料をもって当該年度における保険金及び保険料の還付金を支弁するのに不足する金額を限度とする。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

	(積立金の繰替使用) 第百五十七条 森林保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。 第十二節及び第十三節 削除 第百五十八条から第百八十一条まで 削除

改 正 案	現 行
第百四十一条 農業共済組合連合会が再保険に関する事項について政府に対して訴えを提起するには、<u>農漁業保険審査会</u>の審査を経なければならない。 ② （略） 第百四十三条の二 （略） ② 都道府県農業共済保険審査会は、第百三十一条第一項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、都道府県知事の諮問に応じて次の事項を調査審議する。 一 三 （略） ③ （略） 第百四十四条 農林水産省に<u>農漁業保険審査会</u>を置く。 ② 農漁業保険審査会は、第百四十一条第一項（第百四十二条において準用する場合を含む。）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十八条の二十二第一項及び漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七条の十三第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 ③ 前二項に規定するもののほか、<u>農漁業保険審査会</u>に關し必要な事項は、政令で定める。	第百四十一条 農業共済組合連合会が再保険に関する事項について政府に対して訴えを提起するには、<u>農林漁業保険審査会</u>の審査を経なければならない。 ② （略） 第百四十三条の二 （略） ② 都道府県農業共済保険審査会は、第百三十一条第一項の規定によりその権限に属させた事項を処理するほか、都道府県知事の諮問に応じて次の事項を調査審議する。 一 三 （略） ③ （略） 第百四十四条 農林水産省に<u>農林漁業保険審査会</u>を置く。 ② 農林漁業保険審査会は、第百四十一条第一項（第百四十二条において準用する場合を含む。）、<u>森林国営保険法</u>（昭和十二年法律第二十五号）第百二十二条第一項、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十八条の二十二第一項及び漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七条の十三第二項の規定によりその権限に属させた事項を処理する。 ③ 前二項に規定するもののほか、<u>農林漁業保険審査会</u>に關し必要な事項は、政令で定める。

○ 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）
（附則第十四条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（各特別会計からの繰入れ） 第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政投融资特別会計、地震再保険特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、貿易再保険特別会計、特許特別会計、労働保険特別会計及び自動車安全特別会計（以下「各特別会計」という。）から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。	（各特別会計からの繰入れ） 第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政投融资特別会計、地震再保険特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、森林保険特別会計、貿易再保険特別会計、特許特別会計、労働保険特別会計及び自動車安全特別会計（以下「各特別会計」という。）から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

改 正 案	現 行
（政府を相手方とする訴えの提起） 第百三十八条の二十二 組合又は中央会が、政府が特殊保険再保険事業等として行う再保険に関する事項につき、政府を相手方とする訴えを提起するには、<u>農漁業保険審査会</u>の審査を経なければならない。 2 （略）	（政府を相手方とする訴えの提起） 第百三十八条の二十二 組合又は中央会が、政府が特殊保険再保険事業等として行う再保険に関する事項につき、政府を相手方とする訴えを提起するには、<u>農林漁業保険審査会</u>の審査を経なければならない。 2 （略）

改 正 案	（審査の申立て） 第百四十七条の十三（略） 2 前項の規定による審査の申立てがあつたときは、農林水産大臣は、農 漁業保険審査会の審査を経て裁決する。 3 （略）
現 行	（審査の申立て） 第百四十七条の十三（略） 2 前項の規定による審査の申立てがあつたときは、農林水産大臣は、農 林漁業保険審査会の審査を経て裁決する。 3 （略）

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

(設置)

第六条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

審議会等	法律	(略)	農漁業保険審査会	(略)
			農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）	(略)

現行

(設置)

第六条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

審議会等	法律	(略)	農林漁業保険審査会	(略)
			農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）	(略)

○ 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）（附則第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（事業の種類） 第九条（略） 2ゝ5（略） 6 第二項第一号に掲げる事業を行う組合は、森林組合連合会の行う第一百一条第三号に掲げる事業に関する事務を取り扱い、又は定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、若しくはその金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。 7ゝ9（略） （事業の種類） 第一百一条（略） 2ゝ4（略） 5 第一項第三号に掲げる事業を行う連合会は、他の連合会の行う同項第十三号に掲げる事業に関する事務を取り扱い、又は会員のために、手形の割引をし、国、地方公共団体若しくは定款で定める金融機関に対して会員の負担する債務を保証し、若しくはその金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。 6ゝ8（略）	（事業の種類） 第九条（略） 2ゝ5（略） 6 第二項第一号に掲げる事業を行う組合は、<u>森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）</u>の定めるところにより<u>森林保険</u>に関する事務を取り扱い、若しくは<u>森林組合連合会</u>の行う第一百一条第三号に掲げる事業に関する事務を取り扱い、又は定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、若しくはその金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。 7ゝ9（略） （事業の種類） 第一百一条（略） 2ゝ4（略） 5 第一項第三号に掲げる事業を行う連合会は、<u>森林国営保険法</u>の定めるところにより<u>森林保険</u>に関する事務を取り扱い、若しくは他の連合会の行う同項第十三号に掲げる事業に関する事務を取り扱い、又は会員のために、手形の割引をし、国、地方公共団体若しくは定款で定める金融機関に対して会員の負担する債務を保証し、若しくはその金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。 6ゝ8（略）

○ 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）（附則第十七条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （機構の発行した緑資源債券等に関する経過措置） 第七条 旧機構法第三十一条第一項の規定により機構が発行した緑資源債券及び旧機構法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第三十三条第一項の規定により緑資源公団が発行した緑資源債券は、独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）第十五条第二項、第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による森林総合研究所債券とみなす。 （処分、手続等に関する経過措置） 第八条 旧機構法の規定によりした処分、手続その他の行為は、<u>附則第十条の規定による改正後の独立行政法人森林総合研究所法（以下「新研究所法」という。）</u>中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。	附 則 （機構の発行した緑資源債券等に関する経過措置） 第七条 旧機構法第三十一条第一項の規定により機構が発行した緑資源債券及び旧機構法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第三十三条第一項の規定により緑資源公団が発行した緑資源債券は、<u>附則第十一条の規定による改正後の独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号。以下「新研究所法」という。）</u>附則第十六条第二項、第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による森林総合研究所債券とみなす。 （処分、手続等に関する経過措置） 第八条 旧機構法の規定によりした処分、手続その他の行為は、<u>新研究所法</u>中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。